

議 事 日 程

平成29年 8 月28日（月曜日）午前 9 時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

専第 9 号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 4 議案第48号 工事請負契約の締結について

出席議員（7名）

1 番 今 井 美 和

2 番 今 井 美 道

3 番 桂 川 一 喜

4 番 樋 口 春 市

5 番 服 田 順 次

6 番 今 井 保 都

7 番 安 江 祐 策

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今 井 俊 郎

教 育 長 安 江 雅 信

参 事 安 江 良 浩

総 務 課 長 安 江 誠

村 民 課 長 今 井 明 徳

産 業 振 興 課 長 今 井 稔

地 域 振 興 課 長 桂 川 憲 生

建 設 環 境 課 長 今 井 義 尚

教 育 課 長 安 江 任 弘

診 療 所 事 務 局 長 伊 藤 保 夫

会 計 管 理 者 今 井 英 樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
次 長 安 江 由 次

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成29年第3回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付を申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日会議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第9号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。平成29年8月28日提出、東白川村長。

記1. 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。

1枚おめくりをいただきまして、専第9号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,322万8,000円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分する。平成29年 7 月20日、東白川村長。

1 枚おめくりをいただきまして、2 ページの第 1 表の歳入歳出予算補正の説明及び5 ページの事項別明細書の 1. 総括の歳入歳出を省略しまして、7 ページの 2. 歳入をごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。 9 款 1 項 1 目地方交付税、補正額87万8,000円、説明のほう行っていただきまして、地方交付税でございます。収支のバランスをとるものでございます。

19款 4 項 4 目雑入、補正額64万1,000円、説明のほう行っていただきまして、消防団員の退職報償金でございまして、退職報償金制度によります給付分でございます。

8 ページのほうへ行っていただきまして、3. 歳出。 7 款 1 項 2 目地域づくり推進費、補正額85万円。説明のほう行っていただきまして、地域産業活性化対策事業85万円でございます。工事請負費でマツオカの賃貸店舗の自動扉の取りかえ工事が60万、同じくエアコンの修繕工事が25万円の追加補正でございます。いずれも老朽化に伴います修繕工事でございます。

9 款 1 項 1 目非常備消防費、補正額が66万9,000円、消防総務費で負担金になりますが、消防団員の退職報償金でございます。補助金の追加ということで65万9,000円でございます。全体では10名ございまして、353万4,000円ほどの報償金の支払いとなっております。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第 9 号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第 9 号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第48号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第4、議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

一番最後のページになります。

議案第48号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成29年8月28日提出、東白川村長。

1. 契約の目的、はなのき会館・はなのき別館大規模改修第2期電気設備工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、5,367万6,000円。4. 契約の相手方、岐阜県加茂郡東白川村神土2116番地、有限会社伸光電気工事、代表取締役 安江昭仁。5. 工事の場所、東白川村神土地内。

5,000万円を超えての契約になりましたので、議会の議決を求めるものです。

それでは、内容につきまして別紙資料により説明したいと思いますので、別紙資料をお願いいたします。

表紙をめくってもらいますと、工事の概要になっています。工事名、工事場所は省略させていただきまして、工期につきましては平成30年3月9日までとし、本格的な工事につきましては11月の文化展、文化祭が終了してからになります。

工事の概要につきましては、平成6年度に整備しましたはなのき会館は、整備後23年が経過し、施設の老朽化と利用時の利便性の改善が必要になった状況になったことに伴い、昨年からの改修工事に着手。1年目は、はなのき別館の改修、2年、3年目は本館の改修工事を実施するものでございます。

この電気設備工事の内容につきましては、1. 受変電設備はキュービクルの改修になります。2. 幹線動力設備はあらゆる電気関係の配線工事になります。3. 一般照明設備は、楽屋等の各部屋及び通路の照明をLED化するものでございます。4. 調光照明設備は配電盤の修繕、それからステージ、ホールのスポットライトを除く全ての照明をLED化します。それから、5. 弱電設備はワイヤレスマイク等の工事になります。以上の5種類の内容の工事になります。

指名業者は、村内2者を含む5者を指名し、有限会社伸光電気工事が落札しております。

以上ようになります。よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成29年第3回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前9時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 服 田 順 次

署 名 議 員 今 井 保 都

署 名 議 員 安 江 祐 策